

28 収第 12 号事件
平成 29 年 4 月 12 日

様

神奈川県収用委員会
会長 佐藤 昌樹



審理の開催について（通知）

次の事業に係る裁決申請事件及び明渡裁決申立事件（28 収第 12 号事件）について、土地収用法 46 条 1 項の規定に基づき、次のとおり第 1 回審理を開催しますので、同条 2 項の規定により通知します。

この審理は、土地所有者、関係人及び起業者から意見を聞き、それぞれの主張を確認するための大切な手続です。充実した審理を行うため、当日に起業者が説明する内容をまとめた「起業者説明の概要」が当委員会に提出されていますので、事前にその写しをお送りします。

なお、当委員会では、審理における意見や審理終了までに提出された意見書を基に裁決書の作成を行いますので、意見がある場合には、審理に出席して意見を述べるか、審理までに意見を書面にまとめ、意見書として当委員会に提出してください。

1 事業名

一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

2 審理

(1) 期日 平成 29 年 6 月 1 日（木）

14 時から

(2) 場所 波止場会館 5 階多目的ホール

横浜市中区海岸通 1 - 1

電話 (045)201-3842

(3) 審理に出席される際は、受付にこの通知書を提示してください。なお、代理人が出席する場合には、委任状を併せて提出してください。

(4) 審理では、同封した「起業者説明の概要」により、まず起業者が説明を行い、委員から起業者に質問をします。続いて、あなたに次の事項等についてお聞きし

ます。

- ア 使用しようとする土地の範囲、使用方法及び使用期間
- イ 損失の補償の内容
- ウ 権利取得の時期及び明渡しの期限

留意事項

- (1) 収用委員会は、上記2(4)イの損失の補償を中心に判断します。どのような内容の補償がなされるかについては、以前にお送りした通知に同封した「土地収用のしおり」(特に6～7ページ)を御参照ください。
- (2) 審理への出席は何ら強制されるものではありませんが、今回の審理で終結となることもありますので、なるべく出席してください。
なお、本人に代わり代理人が出席することもできます。
- (3) 審理終了後に審理記録を作成しますので、閲覧・写しの交付を希望される場合は、当委員会事務局に御相談ください。

※ なお、意見書の書き方など御不明な点がありましたら、当委員会事務局までお問い合わせください。

問合せ先

収用委員会事務局 比留川、門倉
電話 (045)651-3293 (直)
送付先 〒231-0023
横浜市中区山下町 32
神奈川県収用委員会